



平成27年4月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ネ)第2955号 地位確認等請求控訴事件, 平成27年(ネ)第176号 同附帯控訴事件

(原審・大阪地方裁判所平成25年(ワ)第5815号)

口頭弁論終結日 平成27年2月5日

判 決

奈良県橿原市地黄町172-2

控訴人兼附帯被控訴人(第1審原告)

吉 井 康 雄

(以下「控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士 関 川 信 也

大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号

被控訴人兼附帯控訴人(第1審被告)

学校法人大阪経済大学

(以下「被控訴人大学」という。)

同代表者理事長 佐 藤 武 司

京都府向日市上植野町野上山25-5-103

被控訴人兼附帯控訴人(第1審被告)

井 形 浩 治

(以下「被控訴人井形」という。)

大阪市北区天神橋1-4-7-1103

被控訴人(第1審被告)

池 島 真 策

(以下「被控訴人池島」という。)

上記3名訴訟代理人弁護士 俵 正 市

同 寺 内 則 雄

主 文

- 1 (1) 控訴人の本件各控訴に基づき、原判決主文第1項～第3項を次のとおり変更する。
 - (2) 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して80万円及びこれに対する平成25年7月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (3) 控訴人の被控訴人らに対するその余の主位的請求及び予備的請求をいずれも棄却する。
- 2 被控訴人大学及び被控訴人井形の本件各附帯控訴をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用（控訴費用を含み、附帯控訴費用は除く。）は、第1, 2審を通じてこれを50分し、その3を被控訴人らの負担とし、その余は控訴人の負担とし、附帯控訴費用は、被控訴人大学及び被控訴人井形の負担とする。
- 4 この判決は、第1項(2)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決のうち、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 主位的請求1
 - (1) 控訴人が、被控訴人大学に対し、雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
 - (2) 被控訴人大学は、控訴人に対し、平成25年4月から本判決確定の日まで、毎月25日限り月額35万3750円の割合による金員及びこれに対する各支払日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 予備的請求（主位的請求1との関係）

被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して1273万5000円を支払え。
- 4 主位的請求2

被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して70万円及びこれに対する平成25年7月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人大学の教授であった控訴人が、定年を迎えることから被控訴人大学の特任教員の任用手続の申請をしようとしたところ、被控訴人大学の教授であった被控訴人井形及び被控訴人池島がこれを妨害し、任用手続を進めなかったため特任教員に任用されなかったとして、

(1) ア 主位的に、被控訴人大学では特任教員の任用を申請すれば任用されるという労使慣行があった、あるいは上記のような労使慣行が認められないとしても、人事権行使の理由、態様が著しく信義に反しており、かつ、控訴人が特任教員に任用されることについて有していた期待は法的に保護されるべきものであるから、本件においては、正式の任用行為がなくても例外的に任用行為がされた場合と同視できるとして、被控訴人大学に対し、控訴人が被控訴人大学の特任教員の地位にあることの確認並びに同地位に基づく給与及びこれに対する各支払日の翌日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め（主位的請求1）、

イ 予備的に、控訴人について特任教員の地位にあることが認められないとしても、任用手続を進めていけば特任教員に任用された蓋然性が高かったとして、被控訴人井形及び被控訴人池島に対しては民法709条に基づき、被控訴人大学に対しては民法715条1項に基づき、それぞれ損害賠償として、任用されていれば得られたはずの給与相当額1273万5000円の連帯支払を求めるとともに（予備的請求）、

(2) 被控訴人井形及び被控訴人池島が、控訴人の特任教員任用申請行為を妨害したことは、控訴人に対する不法行為に当たるとして、被控訴人井形及び被控訴人池島に対しては民法709条に基づき、被控訴人大学に対しては民法715条1項に基づき、慰謝料100万円及びこれに対する平成25年7

月4日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた（主位的請求2）事案である。

2 原審は、① 主位的請求1（上記1(1)ア）については、控訴人の主張する労使慣行があったとは認められず、正式の任用行為がなくても被控訴人大学の特任教員に任用された場合と同視し得るとはいえないとして、これを棄却し、② 予備的請求（上記1(1)イ）については、控訴人について任用手続が進められたとしても、控訴人が特任教員に任用された高度の蓋然性があったとはいえないとして、これを棄却し、③ 主位的請求2（上記1(2)）については、被控訴人池島の行為は控訴人に対する不法行為に当たるとすることはできないとして、控訴人の被控訴人池島に対する請求を棄却したものの、被控訴人井形には、控訴人の特任教員への任用申請手続の取扱いに過失があり、被控訴人井形の行為は不法行為に当たるとして、控訴人の被控訴人井形及び被控訴人大学に対する請求を一部認容した。これを不服とする控訴人が本件各控訴を提起し、被控訴人井形及び被控訴人大学が本件各附帯控訴を提起した。

3 前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によって認定できる事実。なお、後掲各証拠のうちの人証の証拠調べは、いずれも原審において行われたものである。）

(1) 後記(2)のとおり訂正するほかは、原判決3頁10行目から8頁4行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2)ア 原判決3頁14行目の「(第1部, 第2部)」を「(第1部(昼間学部), 第2部(夜間学部))」と改める。

イ 原判決3頁16行目の「定年に達したときは」を「定年に達したときは、当該年度の末日をもって」と改める。

ウ 原判決3頁18行目から19行目にかけての「平成21年10月から平成24年3月まで学部長を」を「平成22年10月から平成25年3月まで経営学部の学部長を」と改める。

エ 原判決 3 頁 1 9 行目の「(乙 2 7)」を「(乙 2 7, 被控訴人井形本人)」と改める。

オ 原判決 3 頁 2 4 行目の「「特任教員に関する規定」(以下「旧規定」という。)」を「「特任教員に関する規程」(以下「旧規程」という。)」と改める。また、原判決のうち「旧規定」とあるのは、全て「旧規程」と読み替える。

カ 原判決 3 頁 2 5 行目から 2 6 行目にかけての「「特任教員任用規定」(以下「現行規定」という。)」を「「特任教員任用規程」(以下「現行規程」という。)」と改め、3 頁 2 6 行目の「同規定」を「同規程」と改める。また、原判決のうち「現行規定」とあるのは、全て「現行規程」と読み替える。

キ 原判決 4 頁 1 行目の「「特任教員に関する規定」」を「旧規程」と改める。

ク 原判決 7 頁 6 行目の「経営学部教授会規定」を「経営学部教授会規程」と改める。

ケ 原判決 7 頁 1 6 行目の「カリキュラム委員会規定」を「カリキュラム委員会規程」と改める。

コ 原判決 7 頁 1 7 行目の「規定」を「規程」と改める。

サ 原判決 7 頁 1 8 行目の「推薦や」を削除する。

シ 原判決 7 頁 2 2 行目から 2 3 行目にかけての「特任教員 A」を「特任教員 A (以下、単に「特任教員」という。)」と改める。

ス 原判決 7 頁 2 3 行目の「甲 5 ないし 7」を「甲 5 ~ 7」と改める。

4 争点

- (1) 被控訴人大学において、現行規程における任用基準を満たす者が特任教員への任用を申請すれば、特任教員に任用されるという労使慣行があったか否か(主位的請求 1 関係)

- (2) 控訴人の特任教員への任用申請に対する被控訴人らの対応が、著しく信義に反するものであり、控訴人に対する違法な加害行為に該当するか否か（主位的請求2及び予備的請求関係）
- (3) 控訴人の特任教員への任用申請に対する被控訴人らの対応が、著しく信義に反するものである場合に、被控訴人大学の任用行為がなくても、任用行為がされたのと同視することができるか否か（予備的請求関係）
- (4) 控訴人に生じた損害及びその額（主位的請求2及び予備的請求関係）

5 争点についての当事者の主張

(1) 争点(1)について

ア 後記イのとおり訂正し、後記ウのとおり、当審における補充主張を加えるほかは、原判決8頁16行目から12頁25行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ(ア) 原判決8頁25行目及び9頁5行目の各「任用規定」を、それぞれ「現行規程」と改める。

(イ) 原判決9頁7行目の「2部科目」を「第2部科目」と改める。

(ロ) 原判決10頁2行目の「地位保全仮処分申立事件」を「別件の地位保全仮処分申立事件」と改める。

(ハ) 原判決10頁25行目の「教授会における発言」を「教授会における渡辺大介教授（以下「渡辺教授」という。）の発言（甲14、15）」と改める。

(ニ) 原判決11頁12行目の「触る行為がなされた」を「触った」と改める。

(ホ) 原判決11頁25行目の「複数の部」を「第1部及び第2部」と改める。

(ヘ) 原判決11頁26行目の「昼間部」を「第1部」と改める。

(ト) 原判決12頁2行目の「夜間部」を「第2部」と改める。

- (ケ) 原判決12頁5行目の「1部科目」を「第1部科目」と改める。
- (コ) 原判決12頁9行目から10行目にかけての「昭和52年に定年制導入の代替措置としてでもないし、」を「昭和52年に定年制が導入されたことの代替措置として設けられたものではないし、」と改める。
- (ク) 原判決12頁11行目の「規定化されていた」を「定められていた」と改める。
- (ク) 原判決12頁12行目の「規定」を「規程」と改める。
- (ケ) 原判決12頁18行目から19行目にかけての「継続的に明らかとされている。」を「従前から明らかである。」と改める。
- (セ) 原判決12頁23行目の「推薦委員会」を「特任教員推薦委員会」と改める。

ウ 当審における補充主張（控訴人の主張）

被控訴人大学の経営学部においては、特任教員への任用の申請をし、最後までその意思を有していたにもかかわらず、手続の過程で不採用になった者は一人もいない。原判決が指摘する不採用の事例は、いずれも経営学部以外の事例であり、直ちに経営学部における労使慣行の有無の判断に結びつけるべきものではない。

被控訴人大学においては、平成2年から平成24年までの23年間に、定年退職となった者について、最終段階まで特任教員任用を希望しながら申請が認められなかったのは42名中3名で、これら3名の者が任用されなかった背景には、平成16年度の稀に見る熾烈な学長選挙の影響があり、極めて政治的な要因によるものであった。

被控訴人大学は、特任教員推薦委員会の判断が形式的であり、これを受けた教授会の決議も形式的なものであったことを従前から認めている(甲13)。

(2) 争点(2)について

ア 後記イのとおり訂正し、後記ウのとおり、当審における補充主張を加えるほかは、原判決14頁7行目から17頁24行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ(7) 原判決14頁8行目から9行目まで(項目ア)を、次のとおりに改める。

「ア 以下の事情に照らすと、被控訴人井形及び被控訴人池島の行為は、控訴人に対する違法な加害行為に当たる。」

(イ) 原判決14頁11行目、12行目、13行目から14行目にかけて、16行目から17行目にかけて、22行目及び25行目の各「カリキュラム委員会」を、それぞれ「カリキュラム検討委員会」と改める。

(ウ) 原判決14頁17行目の「授業計画」を「授業担当計画」と改め、同行目の「「授業計画書の不備」」を「授業担当計画の不備」と改める。

(エ) 原判決14頁22行目の「特任教員の任用規定」を「現行規程」と改め、同「授業計画」を「授業担当計画」と改める。

(オ) 原判決14頁24行目の「推薦委員会」を「特任教員推薦委員会」と改める。

(カ) 原判決14頁25行目の「授業計画」を「授業担当計画」と改める。

(キ) 原判決14頁26行目の「「授業計画書」の不備」を「授業担当計画の不備」と改める。

(ク) 原判決15頁2行目の「任用規定」を「現行規程」と改める。

(ケ) 原判決15頁8行目の「計画案」を「授業担当計画」と改める。

(コ) 原判決15頁23行目から24行目にかけての「推薦委員会に提出するものとされているが、「学部長との合意」など求められていない。」を「特任教員推薦委員会に提出するものと定めているが、「学部長との合意」などは求めている。」と改める。

(サ) 原判決16頁7行目の「授業計画(案)」と、9行目の「授業計画

案」を、それぞれ「授業担当計画」と改める。

- (シ) 原判決16頁19行目の「3か年授業担当計画」を「授業担当計画」と改める。
- (ス) 原判決17頁1行目、3行目、4行目から5行目にかけて及び8行目の各「「授業担当計画」」を「授業担当計画」と改める。
- (セ) 原判決17頁1行目の「10月15日」を「同月15日」と改める。
- (ソ) 原判決17頁5行目、7行目、8行目、12行目、13行目、16行目及び19行目から20行目にかけての各「推薦委員会」を「特任教員推薦委員会」と改める。
- (タ) 原判決17頁11行目の「被告井形は」から13行目の「ことである。」までを「学部長である被控訴人井形は、控訴人と授業担当計画について協議した上で、これを特任教員推薦委員会に提出するものとされているが、控訴人との協議が整わなかったので、手続上、特任教員推薦委員会に授業担当計画を提出することができなかつただけである。」と改める。
- (チ) 原判決17頁19行目の「「授業計画書」が満たされていない」を「適式な授業担当計画が提出されていない」と改める。
- (ツ) 原判決17頁23行目から24行目にかけての「即授業計画と結びつくものでないことを看過しており失当である。」を「直ちに適式な授業担当計画となるものではない。」と改める。

ウ 当審における補充主張

(控訴人の主張)

- (ア) 被控訴人井形は、現行規程には何の定めもない「カリキュラム検討委員会の総意」なるものを口実に、控訴人の特任教員任用申請書類に不備があったという理不尽な解釈でもって、控訴人の特任教員任用申請を握りつぶしたが、このような理由で同申請を不受理とすることができな

いことは百も承知であったはずである。原判決は、この点を被控訴人井形の過失であると評価しているが、被控訴人井形は、故意に、控訴人の上記申請を妨げたものである。当時のカリキュラム検討委員長であった被控訴人池島や他の委員は、控訴人の担当科目の内容を把握しておらず、また、被控訴人池島の本審における供述によると、カリキュラム検討委員会の委員からは、控訴人の担当科目の内容についての質問もなかったというのであるが、特定の科目の必要性について協議をする際に、当該科目の内容を理解していない者がこれを不要とする結論に賛成することができるはずはない。控訴人の授業担当計画に関するカリキュラム検討委員会の協議がまともにされたとは到底考えられないところ、被控訴人井形が「カリキュラム検討委員会の総意」を楯に控訴人の特任教員任用申請を拒み続けた事実からすると、「カリキュラム検討委員会の総意」は、控訴人の特任教員任用申請を拒否する口実とすることを目的として作出されたものであることは明白である。そして、被控訴人井形及び被控訴人池島が、「カリキュラム検討委員会の総意」を口実に、現行規程に従った手続を拒んだのは、それまでに控訴人が、被控訴人大学の発展を願い、教授会で忌憚のない意見を述べ続けたことを快く思わない一部の教授達が、控訴人を被控訴人大学から締め出すべく画策したからにほかならない。被控訴人大学の草薙副学長及び学長補佐をしていた山田准教授(平成24年10月19日当時)も、被控訴人井形及び被控訴人池島の対応は、控訴人を排斥するための嫌がらせであることを認める趣旨の発言をしている(甲23, 24)。

- (イ) 本件においては、被控訴人井形及び被控訴人池島は、故意に現行規程に違背して、控訴人の特任教員任用申請を不受理としているのであるから、その人事権行使の理由、態様が著しく信義に反するものであることは明白である。

(ウ) 原判決は、被控訴人井形と被控訴人池島の共同不法行為責任を否定するが、「カリキュラム検討委員会の総意」なるものは、不当な目的で作出されたものであり、カリキュラム検討委員長であった被控訴人池島の行為の違法性は重大であり、被控訴人池島には故意が認められるべきであるし、少なくとも過失が認められるべきである。

(被控訴人らの主張)

(ア) 原判決は、現行規程に授業担当計画についての学部長と対象者との協議がまとまらなかった場合には授業担当計画を提出しないこととする旨の規定がない以上、学部長は、特任教員の任用申請手続を進めなければならないとした上で、被控訴人井形が書類の不備があるとの判断をし、その結果、控訴人の特任教員への任用申請手続が進められなかったことから、控訴人は、特任教員推薦委員会等の審理を受ける機会を奪われたと判断するが、被控訴人井形は、書類の不備があると判断しつつ、事態を穏便に進めるため、前例に依拠して、控訴人に対する説得を試みたものの、控訴人がこれに応じなかったことから、やむなく特任教員推薦委員会の委員長に相談しているのであるから、この時点で学部長として特任教員推薦委員会に授業担当計画を提出したものと評価すべきである。

また、仮に、授業担当計画が提出されていないとしても、控訴人が特任教員推薦委員会で推薦される可能性が皆無に近かったことを考慮すると、控訴人が特任教員推薦委員会等の審理を受ける機会を奪われたとはいえない。

したがって、被控訴人井形には過失はない。

(イ) 原判決は、被控訴人井形は、控訴人との協議がまとまらなかったことを前提に、学部長として控訴人の授業担当計画を特任教員推薦委員会に提出して手続を進められなかったと判示するが、授業担当計画の作成権限は被控訴人井形にあり、その権限の淵源は翌年度の学部全

体の授業計画を決定する教授会（その負託を受けたカリキュラム検討委員会）にあるので、学部長である被控訴人井形の決定は教授会の決定でもある。

(3) 争点(3)について

ア 後記イのとおり訂正するほかは、原判決13頁2行目から18行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ(ア) 原判決13頁8行目の「規定上」を「現行規程上」と改める。

(イ) 原判決13頁8行目及び11行目の各「推薦委員会」を、それぞれ「特任教員推薦委員会」と改める。

(ウ) 原判決13頁9行目の「カリキュラム委員長」を「カリキュラム検討委員長」と改める。

(4) 争点(4)について

ア 後記イのとおり付加・訂正し、後記ウのとおり、当審における補充主張を加えるほかは、原判決13頁22行目から14頁4行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ(ア) 原判決13頁25行目の「推薦委員会」を「特任教員推薦委員会」と改める。

(イ) 原判決13頁26行目の末尾に続けて「控訴人は、被控訴人井形及び被控訴人池島の共同不法行為によって、被控訴人大学の特任教員に任用されていれば得られたはずの給与相当額である1273万5000円の損害を被った。また、控訴人は、被控訴人井形及び被控訴人池島の共同不法行為によって精神的苦痛を受けた。これに対する慰謝料の額は100万円が相当である。」を加える。

(ウ) 原判決14頁1行目(2箇所)の各「推薦委員会」を、それぞれ「特任教員推薦委員会」と改める。

(イ) 原判決14頁4行目の末尾に続けて「したがって、控訴人には損害

は生じていない。」を加える。

ウ 当審における補充主張（控訴人の主張）

原判決は、被控訴人らの主張する「カリキュラム検討委員会の総意」なるものの存在を鵜呑みにして、控訴人が特任教員に任用される高度の蓋然性があったとはいえないと判断するが、控訴人を排斥しようとして画策していたのはあくまでも一部の教授であり、被控訴人井形及び被控訴人池島の行為に異を唱える教授も複数存在したことや、被控訴人大学においては、特任教員任用申請が認められないことが極めてまれであることからすると、控訴人の特任教員任用申請が認められる高度の蓋然性があったというべきである。

第3 当裁判所の判断

- 1 認定事実（前記第2の3の前提事実のほか、証拠（後掲の各証拠、甲22、乙26、27、原審控訴人本人、原審被控訴人池島本人、原審被控訴人井形本人）及び弁論の全趣旨を総合すると認められる事実）
 - (1) 後記(2)のとおり付加・訂正するほかは、原判決18頁2行目から21頁20行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (2) ア 原判決18頁26行目から19頁1行目にかけての「(乙28の1ないし6の2)」を「(乙28の1～4、乙28の5の1・2、乙28の6の1・2)」と改める。
 - イ 原判決19頁9行目の「授業計画書」を「授業担当計画」と改める。
 - ウ 原判決20頁11行目の「平成23年度が1名、」を削除する。
 - エ 原判決20頁12行目の末尾に続けて「なお、平成18年度から平成25年度までの間に、特任教員任用申請を行ったにもかかわらず、任用されなかったのは、控訴人のみである。」を加える。
 - オ 原判決20頁15行目の「授業計画」を「授業担当計画」と改める。
 - カ 原判決20頁17行目の末尾に続けて「控訴人は、平成24年9月末頃、

被控訴人井形に対し、「3カ年講義計画」等の所定の書面を提出し、特任教員への任用を希望する意向を明らかにした。控訴人作成に係る「3カ年講義計画」に記載された平成25年度から平成27年度までの間の講義の内容等は、控訴人の平成24年度のものとはほぼ同様のものであり、「情報ネットワーク論Ⅰ・Ⅱ」、「情報バリューエンジニアリング」及び「経営情報論」を第1部と第2部で開講し、「外国書講読Ⅰ・Ⅱ」を第1部で開講するものとされていた（甲7）。控訴人の講義内容については、平成23年度の授業担当計画を決めるに際して、控訴人の平成23年度の担当授業数（持ちコマ数）が、平成21年9月に定められた申し合わせに基づく所定の数よりも1.5コマ分不足する状況になっていたことから（控訴人は平成22年度は国内留学中であり授業を担当していなかった。）、その対応策についてカリキュラム検討委員会で検討が行われた結果、当時、カリキュラム検討委員会の構成員であった被控訴人井形が、平成22年8月6日、控訴人に対し、①北浜イブニング科目として既存の科目を開講する（0.5コマ）、②「経営学特殊講義（環境経営論）」を担当する（0.5コマ）、③「外国書講読」を担当する（0.5コマ）のいずれかについて、合計1コマ分を担当するよう依頼するとともに、④当時控訴人が担当していた講義科目を第2部で開講することも可能であるとの提案をしたことから、控訴人がこれに応じて、「外国書講読」及び「経営学特殊講義（環境経営論）」を担当するとともに、「情報ネットワーク論Ⅰ・Ⅱ」及び「情報バリューエンジニアリング」を第2部でも開講することとしたものであり、平成24年度の授業担当計画も、概ねこれを踏襲したものであった（甲7、16、乙22）。なお、平成24年度までの間に控訴人が担当していた講義の内容等に関しては、カリキュラム検討委員会等において、必要度が低いなどとして是正を求める意見が出されたことはなかった。」を加える。

キ 原判決20頁20行目から21頁5行目まで(項目ウ及びエ)を、次のとおりに改める。

「ウ 平成24年10月12日開催のカリキュラム検討委員会において、控訴人が被控訴人井形に提出した「3カ年講義計画」についての検討が行われた。その後、カリキュラム検討委員会の委員長であった被控訴人池島は、検討の結果を被控訴人井形に報告した。

エ 被控訴人井形は、同月15日、控訴人に対し、カリキュラム検討委員会の総意として、控訴人の担当する授業のほとんどは、不必要又は必要度が低いという結論になったと述べ、控訴人の授業担当計画を特任教員推薦委員会に提出することはできない、投票で否決されるような事態を避けたいなどとして、特任教員への任用申請を辞退するよう求めた。これに対して、控訴人は、特任教員への任用申請を辞退する意思はなく、投票で否決されることになっても構わないので手続を進めて欲しいとの意向を示した。この際、被控訴人井形が、控訴人に説明した内容は、概ね次のようなものであった。

(甲10, 11)

(7) 第2部科目として記載されている「情報ネットワーク論Ⅰ・Ⅱ」及び「情報バリューエンジニアリング」「経営情報論」等は、学則(乙7)上は第2部の科目としては存在しないので、特任教員への任用に際しては、担当科目として設けることはできない。控訴人は、平成23年度及び平成24年度において上記の科目を第2部の時間帯にも開講していたが、これは例外的措置として行われていたものであるから、平成25年度以降、これを継続する必要性は少ない。

(イ) 「外国書講読Ⅰ・Ⅱ」については、大学院進学者の入試対策であるところ、成果が上がっていないことから必要度が低く、廃

止するか、大学院の出題傾向に明るい人が担当する方がよりふさわしいとして、カリキュラム検討委員会で従前から廃止意見があった。

(ウ) 「経営情報論」は、平成24年に経営情報学部が廃止されたことを考慮しても、文化系の学部である経営学部においては、独立の科目としての重要度が低い。

(エ) 「情報バリューエンジニアリング」については、同科目が経営学部のカリキュラム体系上、必要か否かが明確ではない。」

ク 原判決21頁10行目及び12行目の各「推薦委員会」を、それぞれ「特任教員推薦委員会」と改める。

ケ 原判決21頁19行目の「特任教員A」を「特任教員」と、同行目の「協議」を「報告」と改める。

2 争点(1) (被控訴人大学において、現行規程における任用基準を満たす者が特任教員への任用を申請すれば、特任教員に任用されるという労使慣行があったか否か(主位的請求1関係))について

(1) 後記(2)のとおり付加・訂正するほかは、原判決21頁23行目から26頁20行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2)ア 原判決21頁23行目の「前記第2の1(2)」を「前記第2の3で付加・訂正の上引用した原判決第2の1(2)(以下、訂正等の上引用した原判決を引用するに際しては、単に、「原判決第2の1(2)」などのように表記する。)」と改める。

イ 原判決21頁24行目の「規定」を「規程」と改める。

ウ 原判決22頁10行目の「前記1(1)ア(ウ)」を「原判決第3の1(1)ア(ウ)」と改める。

エ 原判決22頁23行目の「前記1(1)ア(イ)のとおり、」を「原判決第3の1(1)ア(イ)のとおり、被控訴人大学においては、」と改める。

オ 原判決 22 頁 26 行目から 23 頁 1 行目にかけての「ものであり、A 教授は特任教員に任用されなかったものである。」を「ことがあり、その結果、A 教授は特任教員に任用されていない。」と改める。

カ 原判決 23 頁 2 行目の「前記 1 ア (ウ)」を「原判決第 3 の 1 (1) ア (ウ)」と改める。

キ 原判決 23 頁 7 行目の「前記 (1) ア (エ)」を「原判決第 3 の 1 (1) ア (エ)」と改める。

ク 原判決 23 頁 10 行目の「前記 1 (1) ア (ア)」を「原判決第 3 の 1 (1) ア (ア)」と改める。

ケ 原判決 23 頁 16 行目から 24 頁 20 行目まで (項目 (3)) を、次のとおりに改める。

「(3) さらに、証拠 (甲 14 の 6～8 頁, 甲 15) によると、平成 24 年 11 月 16 日の教授会において、渡辺教授が、かつては、特任教員への任用は自動的な雇用延長であると理解していたところ、理事会の判断で特任教員に任用されないという事態が発生したことから、再雇用であると認識するようになったが、再雇用であるとする、少なくとも 1 年くらい前には任用手続を完了しておくというような方法が必要ではないかとの趣旨の発言をし、これに対しては、他の出席者からは特段の意見は述べられなかったことが認められる。」

コ 原判決 25 頁 5 行目の「里上教授との仮処分 (以下「別件」という。)」を「里上教授との別件の地位保全仮処分申立事件 (以下「別件仮処分申立事件」という。)」と改める。

サ 原判決 25 頁 9 行目から 26 頁 6 行目までを、次のとおりに改める。

「上記①については、確かに、証拠 (甲 13) によると、被控訴人大学が、別件仮処分申立事件において、控訴人の指摘するような主張をして

いたことが認められる。しかし、先に認定・説示したとおり、A教授やB教授の例のように、特任教員推薦委員会や教授会で審議が行われた結果、特任教員推薦委員会が推薦しないとの判断をした事例があることからすると、別件仮処分申立事件における被控訴人大学の上記主張は、実態とは異なるものであったといえるのであって、被控訴人大学が上記のような主張をしたことから、特任教員推薦委員会の審査が形式的なものであったと認めることはできない。」

シ 原判決26頁10行目から14行目までを次のとおりに改める。

「上記②については、証拠(甲19～21)及び弁論の全趣旨によると、被控訴人大学は、経営学部の二宮教授について、平成12年に、平成11年に退職した元女性教授からセクシャル・ハラスメント被害に関する申告を受けて人権委員会及び調査委員会で調査を行ったところ、当該行為については、セクシャル・ハラスメントの有無を判断することができなかったものの、その過程で、二宮教授が、学外で行われた歓送迎会の席上で女性従業員の体の一部を触る行為を行っていたことが判明したことから、平成13年7月頃に注意を行ったこと、二宮教授は、平成23年に特任教員に任用されたことが認められる。」

ス 原判決26頁16行目の「約10年前の」を「10年以上前の」と改める。

セ 原判決26頁17行目の「また、当該行為がどの程度悪質なものであったのか判然としないこと」を「被控訴人大学における二宮教授に対する措置も、上記認定のような経過を経て、注意に留まっていること」と改める。

ソ 原判決26頁20行目に続けて改行の上、次の記載を加える。

「(6) また、控訴人は、① 被控訴人大学の経営学部においては、特任教員への任用の申請をし、最後までその意思を有していたにもかかわらず、手続の過程で不採用になった者は一人もいない、② 3

名の者（里上教授，A教授及びB教授）が特任教員に任用されなかった背景には平成16年度の学長選挙の影響があり，極めて政治的な要因によるものであったと主張する。

しかし，上記①については，被控訴人大学における特任教員への任用は，旧規程及び現行規程において，その要件や手続が大学全体のものとして定められており，特任教員推薦委員会も，大学全体の委員会であること（原判決第2の1(2)）などからすると，経営学部に限って労使慣行の有無を判断することは相当ではない。また，上記②については，里上教授，A教授及びB教授が特任教員に任用されなかったことについて，控訴人が主張するような事情があったとしても，既に認定したような経過を経て特任教員に任用されなかったことは事実であり，このことは，控訴人が主張する労使慣行が存在しなかったことを推認させるものといえることができる。

したがって，控訴人が主張する労使慣行があったと認めることはできないとの前記判断が左右されることはない。」

3 争点(2)（控訴人の特任教員への任用申請に対する被控訴人らの対応が，著しく信義に反するものであり，控訴人に対する違法な加害行為に該当するか否か（主位的請求2及び予備的請求関係））について

(1) 被控訴人井形は，平成24年10月15日，控訴人に対し，原判決第3の1(2)エ(ア)～(イ)のような説明をした上で，同月12日に開催されたカリキュラム検討委員会において，同委員会の総意として，控訴人の担当する授業のほとんどは，不必要又は必要度が低いという結論になり，控訴人の授業担当計画を特任教員推薦委員会に提出することはできないと述べて，控訴人に対し，特任教員への任用申請を辞退するよう求め，さらに，同月16日には，控訴人に対し，控訴人の授業計画書に「不備」があるので，特任教員の任用手続を進めることはできない旨のメールを送信している。

(2) ア そこで検討するに、原判決第3の1(2)アで認定したとおり、控訴人が特任教員への任用申請に際して提出した「3カ年講義計画」に記載された講義内容等は、控訴人の平成24年度の講義内容等とほぼ同様のものである上、控訴人が「3カ年講義計画」に記載した講義のうち、「外国書講読」は、控訴人が平成23年度に担当する担当授業数の不足を補うために、平成22年当時、カリキュラム検討委員会の構成員であった被控訴人井形からの依頼を受けて、平成23年度から控訴人が担当するようになった経緯があり、また、従前第1部のみで開講していた「情報ネットワーク論Ⅰ・Ⅱ」及び「情報バリューエンジニアリング」を、平成23年度から第2部でも開講することになったのも、同様の経緯によるものである。そして、平成24年度の授業担当計画でも、これが概ねそのまま踏襲されており、また、平成24年度までの間に控訴人が担当していた講義の内容等について、カリキュラム検討委員会等において、必要度が低いなどとして是正を求める意見が出されたことはなかったというのである。

このような事情によると、平成23年度の控訴人の授業担当計画は、控訴人の担当授業数の不足を補うための臨時のものであった可能性があり、平成24年10月12日のカリキュラム検討委員会において、これを継続することの是非が問題とされること自体は不自然であるとはいえないものの、他方で、被控訴人池島は、原審における本人尋問において、カリキュラム検討委員長であった被控訴人池島自身も、控訴人が従前担当していた講義の内容を理解していたわけではなく、色々な専攻分野から選出されているカリキュラム検討委員会の他の委員からも、控訴人の講義の内容についての質問もされなかったなどと述べており（同尋問調書22～23頁）、このことからすると、同委員会の委員の中に、控訴人の講義内容を理解していた者がいたとは必ずしも認め難い。そうすると、同日のカリキュラム検討委員会において、控訴人が提出した「3カ年講義計画」に記載されて

いた講義について、不必要又は必要度が低いとの意見で一致したというのは、唐突であるとの印象をぬぐえず、不自然であるといえることができる。

イ また、被控訴人池島は、原審における本人尋問において、控訴人の担当していた科目の受講者数は、少なくはない部類であった旨供述している上（同尋問調書27頁）、仮に、控訴人の担当する講義内容に問題があったのであれば、控訴人の「3カ年講義計画」の当否について結論を出す以前に、他の科目に変更することが可能であるか否かについての検討が行われるのが自然であるところ、そのような検討が行われた形跡もないまま、カリキュラム検討委員会において、わずか1回の審議が行われた結果、カリキュラム検討委員会の総意であるとして、被控訴人井形から控訴人に対し、特任教員への任用申請を辞退するよう申入れがされていることも、極めて不自然である。

ウ 以上のような事情を考慮すると、被控訴人らが主張する、控訴人の授業担当計画の「不備」についての理由は、合理的な根拠に基づくものであるとは認め難く、むしろ、カリキュラム検討委員会の総意として控訴人に対して説明された事情（原判決第3の1(2)エ(ア)～(イ)の事情)は、控訴人の任用申請を拒否するための口実にすぎないものであったことが推認され、この推認を覆すに足りる証拠は存在しない。

そうすると、控訴人の特任教員への任用申請については、平成24年10月12日当時、カリキュラム検討委員会の委員長であった被控訴人池島と、学部長として特任教員への任用申請をした者の授業担当計画を特任教員推薦委員会に提出する責務を負っていた被控訴人井形が、相互に意を通じた上で、上記のような口実を設けて、現行規程上、被控訴人井形において行うことが予定されている、教務委員長及び控訴人との間の授業担当計画の作成に関する協議を行うことを拒否し、控訴人が任用申請の手続を進めることを希望したにもかかわらず、任用申請の手続をあえて進めなかつ

たものと認めるのが相当である。

エ この点に関し、被控訴人らは、被控訴人井形において、控訴人の特任教員への任用申請には書類の不備があると判断しつつ、事態を穏便に進めるため、前例に依拠して控訴人に対して申請を取り下げるよう説得を試みたものの、控訴人がこれに応じなかったため、やむなく特任教員推薦委員会の委員長に相談をしたものであり、被控訴人井形は、特任教員推薦委員会に授業担当計画を提出したものと評価すべきであるとか、授業担当計画の作成権限は、学部長であった被控訴人井形にあり、学部長の決定は教授会での決定でもあると主張する。

しかし、被控訴人井形が特任教員推薦委員会の委員長に相談をしたのみで、被控訴人井形が特任教員推薦委員会に控訴人の授業担当計画を提出したことにならないことは明らかであり、また、授業担当計画の作成権限が学部長であった被控訴人井形にあるとしても、その決定が教授会の決定であるということができないことも明らかであるから、被控訴人らの上記主張を採用することはできない。

- (3) 原判決第3の1(2)エで認定した、被控訴人井形が控訴人に特任教員への任用申請を辞退するよう求めた際の説明内容は、既に認定したとおり、合理的な根拠を欠き、口実にすぎないものであったことに、控訴人が特任教員への任用申請に際して提出した「特任教員任用資料」(甲5)及び「本学における役職歴」(甲6)の記載等を総合すると、控訴人は、原判決第2の1(2)アの現行規程第2条(1)及び第4条の諸要件を満たしていたものと解される。そうすると、控訴人は、特任教員への任用申請を行い、現行規程に定められた所定の手続に基づいて、任用に関する審査を受けることに関して、法律上保護に値する利益を有していたとすることができる。
- (4) 以上によると、控訴人の特任教員への任用申請に際して、被控訴人井形及び被控訴人池島は、共同して控訴人の法律上保護に値する利益を侵害し

たということができるので、被控訴人井形及び被控訴人池島の行為は、控訴人に対する、故意による違法な加害行為であるということができ、被控訴人井形及び被控訴人池島は、控訴人に対し、不法行為(民法709条)に基づく損害賠償義務を負うべきことになる。そして、被控訴人井形及び被控訴人池島の上記の行為は、被控訴人大学の業務の執行について行われたものであると認められるから、被控訴人井形及び被控訴人池島の使用者である被控訴人大学は、民法715条1項に基づく損害賠償義務を負うべきことになる。

- (5) なお、被控訴人らは、控訴人が特任教員推薦委員会で推薦される可能性は皆無に近かったと主張する。しかし、上記のとおり、控訴人は、特任教員への任用について、現行規程に定められた所定の手続に基づいて審査を受ける法律上保護された利益を有しており、実際に所定の手続に基づいて審査を受けていない以上、その利益を侵害されたというべきであって、控訴人が特任教員に任用される可能性の程度は、この判断を左右することはないというべきである。

4 争点(3) (控訴人の特任教員への任用申請に対する被控訴人らの対応が、著しく信義に反するものである場合に、被控訴人大学の任用行為がなくても、任用行為がされたのと同視することができるか否か(予備的請求関係))について

- (1) 控訴人は、控訴人の特任教員への任用申請に対する被控訴人らの対応が、著しく信義に反するものである場合に、被控訴人大学の任用行為がなくても、任用行為がされたのと同視することができる旨主張する。

前記3で説示したとおり、控訴人の特任教員への任用申請に対する被控訴人らの対応は、控訴人に対する不法行為に該当するということができる。しかし、① 原判決第2の1(2)のとおり、被控訴人大学における特任教員の任用については、特任教員推薦委員会による推薦及び教授会による審査、並

びに理事会における承認という手続を経て決定されるものであること（なお、これらの手続が形式的なものであるとは認められないことは、前記2（原判決第3の2(4)）で説示したとおりである。）、② 特任教員推薦委員会、教授会及び理事会において、控訴人を特任教員に任用すべきと考えていた者が過半数を超えていたというべき事情を認めるに足る証拠がないことからすると、控訴人の特任教員への任用申請に必要な書類が、特任教員推薦委員会に提出されたからといって、控訴人が特任教員に任用された高度の蓋然性があったということとはできない。

(2) 以上によると、被控訴人井形及び被控訴人池島の不法行為によって、控訴人の特任教員への任用申請に関する特任教員推薦委員会への必要書類の提出等が阻止されたとの事情が存在するからといって、被控訴人大学の任用行為がなくても、任用行為がされたのと同視することはできないというべきである。

5 争点(4)（控訴人に生じた損害及びその額（主位的請求2及び予備的請求関係））について

(1) 逸失利益相当額の損害について

控訴人は、仮に、控訴人について被控訴人大学の特任教員に任用されたのと同視することができないとしても、被控訴人井形及び被控訴人池島によって、控訴人の特任教員への任用申請が阻止されなければ、控訴人が特任教員に任用された高度の蓋然性があつたとして、特任教員に任用されていれば得られたはずの給与相当額である1273万5000円の損害（逸失利益相当額の損害）を被った旨主張する。

しかし、前記4で説示したとおり、被控訴人井形及び被控訴人池島の不法行為がなかったとしても、控訴人が被控訴人大学の特任教員に任用された高度の蓋然性があつたとは認められないので、被控訴人井形及び被控訴人池島の行為と、控訴人が特任教員に任用されなかったとの結果との間には、相当

因果関係があると認めることはできない。

したがって、被控訴人井形及び被控訴人池島の不法行為と、相当因果関係のある損害として、上記逸失利益相当額の損害が生じたと認めることはできない。

(2) 慰謝料について

前記3で説示したとおり、控訴人は、被控訴人井形及び被控訴人池島の故意による共同不法行為によって、控訴人が、被控訴人大学の特任教員への任用申請の手續において、所定の手續に基づいて審査される利益を侵害されたのであるから、控訴人は、これによって精神的苦痛を被ったと認めることができる。そして、原判決第3の1で認定した事実及び前記3で説示したところを総合考慮すると、控訴人の上記精神的苦痛を慰謝するための慰謝料の額は80万円と認めるのが相当である。

第4 結論

以上のとおりであるから、控訴人の主位的請求2（各慰謝料の支払請求）については、被控訴人らに対し、不法行為に基づく損害賠償として、連帯して80万円及びこれに対する不法行為の後である平成25年7月4日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるので、上記の限度で認容すべきであるが、控訴人の主位的請求1及び予備的請求については、いずれも理由がないので棄却すべきであるところ、原判決のうち、控訴人の主位的請求2に関する判断は、一部相当ではない。よって、控訴人の本件各控訴のうち、主位的請求2に関する部分は一部理由があるので、原判決を上記の限度で変更することとし、また、被控訴人大学及び被控訴人井形の本件各附帯控訴は理由がないのでこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 森 義 之

裁判官 井 上 一 成

裁判官 金 地 香 枝

これは正本である。

平成27年4月23日

大阪高等裁判所第14民事部

裁判所書記官 藤田美典